

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 7日

和歌山県知事

殿

提出者 有限会社千ノ本石材

住 所 和歌山県田辺市上秋津 834-5

氏 名 代表取締役 千ノ本茂一

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0739-35-0188

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	有限会社千ノ本石材
事業場の所在地	和歌山県田辺市上秋津 834-5
計画期間	令和5年 4月 1日 から 令和6年 3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合建設業
②事業の規模	資本金 500万円
③従業員数	35人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項									
(管理体制図) 統括責任者→現場責任者→A現場担当者 →B現場担当者 →C現場担当者									
【役割】 統括責任者　・処理業者の現地確認　・再生利用推進のための情報収集、ルートの確保 ・帳簿、提出書類等の作成　・マニフェスト保管 現場責任者　・委託契約書の締結　・マニフェストの作成、管理 ・現場担当者への教育、啓発等 現場担当者　・マニフェストの交付　・分別解体、分別排出の徹底　・法令を遵守した作業									
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項									
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】 <table border="1"><thead><tr><th>産業廃棄物の種類</th><th>別紙のとおり</th><th></th><th></th></tr></thead><tbody><tr><td>排 出 量</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	産業廃棄物の種類	別紙のとおり			排 出 量			
産業廃棄物の種類	別紙のとおり								
排 出 量									
(これまでに実施した取組) 家屋解体等の受注が多いので排出量を抑制することは難しいため現場での分別を徹底し排出物の再資源化を推進している。 作業条件にもよるが、出来る限りの分別解体・分別搬出を行い、リサイクル処理ができるものに対しては他の廃棄物の混入防止に努めさせた。また、廃棄物、処理方法の情報収集による廃棄物品目の混載防止教育を行った。									
②計画	【目標】 <table border="1"><thead><tr><th>産業廃棄物の種類</th><th>別紙のとおり</th><th></th><th></th></tr></thead><tbody><tr><td>排 出 量</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	産業廃棄物の種類	別紙のとおり			排 出 量			
産業廃棄物の種類	別紙のとおり								
排 出 量									
(今後実施する予定の取組) 上記の通り排出量の抑制は難しいがより一層分別に徹底し再資源化促進に努めていくよう推進していく。 解体手順の見直し徹底する事を促し、作業員に廃棄物に対し他の廃棄物の混入防止に努めさせていく。 廃棄物、処理方法の情報収集による、より一層細かな分別。									
産業廃棄物の分別に関する事項									
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別している廃棄物に対し、他の廃棄物が混入しないように徹底した分別等に努めています。								
	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 徹底した分別を継続・維持していくとともににより一層細かな分別に取り組んでいける様、作業手順の見直し等、検討し、実施していく。								

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
②計画	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
②計画	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
	【前年度（ 年度）実績】		
①現状	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
②計画	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項							
①現状	【前年度（ 年度）実績】						
	産業廃棄物の種類						
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t		t			
	(これまでに実施した取組) 該当なし						
②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類						
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t		t			
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし						
産業廃棄物の処理の委託に関する事項							
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり					
	全処理委託量						
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t				
	再生利用業者への 処理委託量	t	t	t			
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t				
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t				
(これまでに実施した取組) 可能な限り再生利用業者への処理委託を行い、最終処分量の低減に努めた。 委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面に依る委託契約を実施している。							

②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり		
	全処理委託量			
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t	
	再生利用業者への 処理委託量			
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>これまでの取り組みを継続する。</p> <p>中間処理場・最終処分場の定期的な視察等。</p> <p>処理場まで搬出ルートの選定・見直し。</p> <p>中間・最終処分場の情報収集を行う。</p> <p>廃棄物、処理方法の情報収集。</p>				
※事務処理欄				

産業廃棄物の一連の処理工程

建設工事→分別→がれき類→自社運搬→委託処理業者→再生処理

建設工事→分別→木くず→自社運搬→委託処理業者→再生処理

建設工事→分別→廃プラ→自社運搬及び委託運搬→再生及び埋立処理

建設工事→分別→ガラス陶磁器くず→自社運搬→委託処理業者→再生処理

建設工事→分別→管理型混合廃棄物→自社運搬→委託処理業者→選別再生処理及び埋立て処理

建設工事→分別→石綿（ガレキ類）→自社運搬及び委託運搬→埋立処理

建設工事→分別→水銀含有廃棄物→自社運搬及び委託運搬→委託処理業者→再生処理

建設工事→分別→繊維くず→自社運搬→委託処理業者→選別・破碎処理及び管理型埋立て処理

建設工事→分別→金属くず→自社運搬→委託処理業者→再生処理

建設工事→分別→石綿（廃プラ）→自社運搬及び委託運搬→埋立処理

別紙

別紙

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。